

| No | 区分   | 御意見等   | 御意見等に対する県の考え等   |
|----|------|--|---|
| 1  | 検診機関 | ・市町村ががん検診申込書、大腸がん検診キットの送付により、郵送費の負担増を懸念  | ・本事業による大腸がん検診は、市町村の個別検診として取り扱うため、問診票やキットの送料は当該委託料に含まれているものと考えています。  |
| 2  | 検診機関 | ・がん検診の案内や結果を事業所に共有するための同意書の説明など、人手不足のため、業務が増えることを懸念  | ・御意見のとおりですが、未受診者を拾い上げるために必要なプロセスであるため、御理解と御協力をお願いします。<br>・なお、保険者の協力を得るなどして、対象事業所に直接案内する方法について本委員会で協議したいと考えます。   |
| 3  | 検診機関 | ・大腸がん検診結果の事業所への情報提供への同意について以下の理由から同意を得るのが困難と思われる<br>①事業所で大腸がん検診の助成をしていない<br>②個人情報保護の観点<br>③従業員への精密検査受診勧奨についても、近年は個人情報保護を理由に事務担当から精検受診勧奨は難しいとの声を聞いている | ・同意による情報提供は任意です。同意を得られない場合は同意なしで大腸がん検診を受けていただいて差支えありません。（なお同意を得た場合は、個人情報保護条例等には抵触しないものと考えています。）<br>・精密検査受診勧奨の方法については、御意見を踏まえ、本委員会で協議したいと考えます。   |
| 4  | 検診機関 | ・事業所健診の場合、加入保険が多岐にわたるため、協会けんぽ青森支部だけを対象とするのは困難<br>・協会けんぽ青森支部加入事業所でも、従業員の中には国保など協会けんぽ以外の保険加入者がいる場合がある  | ・大腸がん検診未受診者対策として、本事業に取り組むに当たり、まずは標準的な手順等を確立するため、対象を絞り込んだ方がわかりやすいのではないかと考えました。本事業で拾い上げたいのは、中小企業等でがん検診を実施していない事業所の従業員であり、健康保険組合等で大腸がん検診を実施している事業所等について、現時点では、対象に含めない予定です。<br>・いろいろなパターンが出てくると思いますが、それについてはパイロットテストの結果も踏まえて、本委員会で評価したいと考えています。 |
| 5  | 検診機関 | ・市町村によって個人負担が統一されておらず、受付窓口での料金徴収等の作業が煩雑  | ・御意見のとおりだと思いますので、県において料金一覧を作成し、検診機関に提供する等の対応を検討したいと考えます。  |
| 6  | 検診機関 | ・（個別ケース）青森市のがん検診に併せて、同日に事業所の健康診断を受診した場合、がん検診の結果は個人宅に郵送している。これが今回のモデル事業になった場合、検診結果の返し方が複雑になり、対応が困難  | ・可能な限り、各検診機関における従来からのやり方に添った手順・方法を模索したいと考えています。<br>・また、元々市町村がん検診を自発的に受けている方は、元々の契約や手順により受診できるものと考えています。（本事業による契約と、従来からの契約の2本立てとすることを想定）   |

| No | 区分   | 御意見等  | 御意見等に対する県の考え等   |
|----|------|---|---|
| 7  | 検診機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>当施設では、事業所健診の申し込みがあった際に、協会けんぽの制度を利用するように勧めている</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽの実施する生活習慣病予防健診は、3がん検診をセットかつ料金も低額です。一方で、3がんセットであるために利用をためらっている事業所も一定数あり、実際に青森支部では加入事業所約2万のうち約8千事業所が未利用の状況です。</li> <li>本事業でも、対象事業所に働きかける際には、まずは生活習慣病予防健診の利用を呼びかけた上で、やむを得ずできない場合は、大腸がん検診であれば市町村がん検診として受診することができる旨周知したいと考えています。</li> </ul>                  |
| 8  | 検診機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>大腸がん検診検診結果の事業所への提供について、同意を得られた場合と得られなかった場合で健診結果の出し方が2パターンになるため、処理が煩雑になるおそれ</li> <li>また、会社を通さず個人で大腸がん検診を申し込みする場合、事業所への結果通知の同意を得るのは難しいと思われる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>各検診機関の既存様式での情報提供が難しい場合は、県で共通様式を提供することを検討します。</li> <li>なお、同意による情報提供は任意です。同意を得られない場合は同意なしで大腸がん検診を受けていただいて差支えありません。</li> </ul>  |
| 9  | 検診機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の医療保険者を協会けんぽ青森支部に限定せず、大腸がんを実施していない従業員とした方が実施しやすい</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大腸がん検診未受診者対策として、本事業に取り組むに当たり、まずは標準的な手順等を確立するため、対象を絞り込んだ方がわかりやすいのではないかと考えました。本事業で拾い上げたいのは、中小企業等で大腸がん検診を実施していない事業所の従業員であり、健康保険組合等で大腸がん検診を実施している事業所等について、現時点では、対象に含めない予定です。</li> <li>いろいろなパターンが出てくると思いますが、それについてはパイロットテストの結果も踏まえて、本委員会で評価したいと考えています。</li> </ul> |
| 10 | 検診機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>検診車での巡回検診でこの事業を実施する場合、市町村ごとに自己負担額が違うことなどで、巡回先での本人自己負担分の金銭授受が難しいように思われる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、検診機関の施設内において実施する場合を想定しています。一方で、巡回による健康診断の実施も多いという話を聞きますので、パイロットテストで比較検討できないか検討したいと考えています。</li> </ul>   |
| 11 | 検診機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>結果の出し方について、基本的に、結果票を法定健診項目と市町村がん検診で別々の用紙に出すことになるため、登録等の事務作業量の増加が見込まれる</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり、この事業により検診機関の事務量は増えることが見込まれます。過度の負担とならないよう、可能な限り、各検診機関における従来からのやり方に添った手順・方法を模索したいと考えています。</li> </ul>  |

| No | 区分  | 御意見等   | 御意見等に対する県の考え等   |
|----|-----|--|---|
| 12 | 保険者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活習慣病予防健診の年次案内は毎年3月中旬に行っている。協会けんぽ本部において、全支部をまとめて発送業務を委託しており、青森支部の生活習慣病予防健診の年次案内に本事業の案内を含めることは困難</li> <li>当支部で独自に発送する場合は発送数が多いため業務委託を行うが、その予算を予め計上する必要</li> <li>パイロット規模であれば発送の規模は少ないと考えられるので、当支部からの発送は通常作業の中で可能と考える</li> <li>その後については、事前に予算を設計・計上しておけば、発送業務を委託して実施することが可能と考える</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>事情について承知いたしました。今後、対象事業所に周知する際には、別途対応が必要と認識しました。県では、協会けんぽ青森支部と連携・協力の上、対象の事業所に周知したいと考えていますので、引き続き御相談させてください。</li> <li>対象事業所について情報提供いただける場合は、県において発送することも検討できますので、ご検討くださるようお願いいたします。</li> </ul>                                 |
| 13 | 保険者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所への広報としては、「本当は胃がん・肺がん・大腸がんの検査がセットになっている生活習慣病予防健診を受けてもらいたいけれど、やむを得ず事業者健診を受ける場合には、せめて大腸がん検査はセットで受けてもらいたい」という主旨がわかりやすく伝わる内容とすべき</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業で、対象事業所に働きかける際には、まずは生活習慣病予防健診の利用を呼びかけた上で、やむを得ずできない場合は、大腸がん検診であれば市町村がん検診として受診することができる旨周知したいと考えています。県では、協会けんぽ青森支部と連携・協力の上、対象の事業所に周知したいと考えていますので、引き続き御相談させてください。</li> </ul>  |
| 14 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>はじめにお互いの状況の確認が必要（事業所の健診状況、市町村がん検診、協会けんぽ等）</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおりですので、今回の事前アンケートのほかにも必要な情報があれば適宜確認・共有しながら検討していきたいと考えます。</li> </ul>   |
| 15 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1事業所に複数の市町村の方が勤務していると思われるが、40市町村実施しなければ従業員格差ができるのではないか</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>御意見のとおり県民のみなさまの利便性向上のためには、40市町村に参画いただくことが重要となりますが、新しい試みであるため、いきなり40市町村全部が実施というのはハードルが高いものと認識しています。</li> <li>まずはパイロットテストを実施し、事務手順を確立した上で、令和8年度から手上げ方式による試験運用を開始し、実績を重ね、徐々に増やしていき、いずれは40市町村に参画いただくことを目標にしたいと考えています。</li> </ul> |
| 16 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>予算計上のための人数把握ができない</li> <li>市町村がん検診の申込書が事業所から検診機関に提出する流れとなっているが、市町村で検診対象の確認や人数把握ができず、突然請求されるのは如何なものか</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の実施する個別検診の多くは検診機関に個人が直接申し込む方法が主流と認識していましたが、事前に（少なくとも申込のあった段階で）申込人数等を把握する必要がある場合は、そのプロセスを組み込むことを検討したいと考えます。</li> </ul>   |

| No | 区分  | 御意見等   | 御意見等に対する県の考え等  |
|----|-----|--|--|
| 17 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・料金について、集合契約の単価は県内統一か</li> <li>・自己負担分は検診機関が本人より徴収するのか</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業による大腸がん検診は、市町村の大腸がん検診（個別検診）として取り扱う予定であるため、単価は各市町村の設定によります。</li> <li>・集合契約とするのは、数多くある検診機関（医療機関）と市町村がそれぞれ契約を結ぶより、数多くある検診機関（医療機関）から委任を受けて県が市町村と契約を結ぶ方が事務の簡素化を図れると考えたためです。</li> <li>・自己負担分は検診機関が本人から徴収することを想定していますが、一部の市町村では個別検診の自己負担分を市町村に直接収める方法をとっていると聞いていますので、各市町村の徴収方法等を確認の上検討したいと考えています。</li> </ul> |
| 18 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への請求に当たり従業員の住所地の確認は事業所で行うのか</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村への請求は、検診機関の事務となりますので、従業員の住所地の確認は検診機関で行うものと想定しています。</li> </ul>   |
| 19 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定される検診機関は精検管理ができる機関となるのか</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業で行う大腸がん検診は、市町村のがん検診（個別検診）となるため、個別検診機関（大規模検診センターだけでなくクリニック等含む）における精度管理は、通常のチェックリストや青森県生活習慣病検診管理指導協議会によってチェックがなされるものと認識しています。</li> </ul>   |
| 20 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・精検勧奨の役割分担を明確にしてほしい（イメージ）</li> <li>1回目：結果案内時事業所で受診勧奨</li> <li>2回目：検診機関で一定期間未受診者の受診勧奨</li> <li>3回目：未受診者情報をいただき市町村で勧奨</li> <li>・精検管理ができる検診機関でないと受けっぱなしになるのでは</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、通常の個別検診で行われているのと同様の役割・流れで精検受診勧奨がなされることを想定しています。</li> <li>・それに加え、事業所への結果提供に同意いただけただけの方については、個別に事業所から精検受診勧奨も行われるというイメージです。</li> <li>・具体的には、今後、パイロットテストに向けて関係機関と相談していきたいと考えます。</li> </ul>   |
| 21 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・検診後、市町村に受診者名簿、精検名簿、データ提出が必要</li> <li>・個別検診機関に依頼し、精検助成案内を検診結果通知の封筒に同封しているが、請求時のタイミングではタイムラグが発生するおそれ</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の個別検診で行われている事務は、本事業による大腸がん検診でも行われる予定です。今後、パイロットテストに向けて関係市町村に具体的な内容・手順を確認していきたいと考えます。</li> </ul>  |
| 22 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受診者に市町村がん検診であることを明確に伝えないと精検受診勧奨時に意識のズレが生じると思われる</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者へのご案内の文書の中に、市町村の実施する大腸がん検診となる旨明記する予定です。市町村から精検受診勧奨の連絡があっても不審に思われぬよう留意したいと考えます。</li> </ul>   |

1. 本事業における対象者は、現在、がん検診を実施していない事業所の従業員として、その拾い上げと市町村がん検診につなぐ手法を確立するため、ひとまず、協会けんぽ青森支部に加入かつ生活習慣病予防健診（※）未実施の事業所の従業員（被保険者）を基本とすることとしてよろしいか。  
（※）生活習慣病予防健診：協会けんぽの事業で、労働安全衛生法における健康診断の内容に加え、胃がん、肺がん、大腸がんに係る検査も含まれる
2. この仕組みで拾い上げた対象者が受診する大腸がん検診は、健康増進法に基づく市町村の大腸がん検診（個別検診）として位置づけることとし、検診機関と市町村の契約のあり方（仕様書等）については、パイロットテストの結果を踏まえ検討し、第3回以降の検討委員会において協議することとしてよろしいか。（県において、関係市町村と調整の上、仕様書案等を作成し、検討委員会で協議）
3. 大腸がん検診結果の事業所への情報提供のあり方については、パイロットテストでの同意の状況等を踏まえ、第3回以降の検討委員会において協議することとしてよろしいか。
4. （1が了承された場合）対象となる事業所への周知方法等については、事業所を把握できる協会けんぽ青森支部と調整の上、第2回以降の検討委員会において協議することとしてよろしいか。